

第22回 在宅レセプト勉強会

在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料
在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

目次

テーマ

おわりに

1. 前回のおさらい

2. 在宅半固形栄養
経管栄養法指導管理料

3. 在宅成分栄養
経管栄養法指導管理料

4. 質疑応答、まとめ

1.前回のあらい

在宅療養指導管理料とは？

入院中以外の患者もしくは看護にあたる者に対し
指導管理が必要かつ適切であると医師が判断し、
必要な指導管理を行った場合に算定できる。

1.前回のおさらい

全部で 3 5 項目

退院前在宅療養指導管理料	在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料	在宅人工呼吸指導管理料
在宅自己注射指導管理料	在宅寝たきり患者処置指導管理料	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料
在宅小児低血糖症患者指導管理料	在宅自己疼痛管理指導管理料	在宅ハイフローセラピー指導管理料
在宅妊娠糖尿病患者指導管理料	在宅振戦等刺激装置治療指導管理料	在宅麻薬等注射指導管理料
在宅自己腹膜灌流指導管理料	在宅迷走神経電気刺激治療指導管理料	在宅腫瘍化学療法注射指導管理料
在宅血液透析指導管理料	在宅仙骨神経刺激療法指導管理料	在宅強心剤持続投与指導管理料
在宅酸素療法指導管理料	在宅舌下神経電気刺激療法指導管理料	在宅経腸投薬指導管理料
在宅中心静脈栄養法指導管理料	在宅肺高血圧症患者指導管理料	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
在宅成分栄養経管栄養法指導管理料	在宅気管切開患者指導管理料	在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
在宅小児経管栄養法指導管理料	在宅喉頭摘出患者指導管理料	在宅中耳加圧療法指導管理料
在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料	在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料	在宅抗菌薬吸入療法指導管理料
在宅自己導尿指導管理料	在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料	

1.前回のあらい

取り扱うのは、以下の4項目

1 1月28日（金）第22回

- ①在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料
- ②在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

1 2月19日（金）第23回

- ③在宅中心静脈栄養法指導管理料
- ④在宅気管切開患者指導管理料

2.在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料

在宅半固形栄養 経管栄養法指導管理料

2.在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料

在宅半固形栄養経管栄養法とは

経口摂取が著しく困難な患者であって、
栄養管理を目的として胃瘻を造設しているものについて、
在宅での療養を行っている患者自らが実施する栄養法。



胃瘻を造設していること
必須条件



2.在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料

点数と算定要件

在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料 … 2500点

- ・在宅半固形栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、指導管理を行った場合に算定する。
- ・初回算定日から起算して1年を限度として算定する。
※コメントコード:850100142
初回算定年月日(在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料)
- ・経口摂取の回復に向けた指導管理(口腔衛生管理に係るものを含む。)を併せて行う。

2.在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料

点数と算定要件

- ・栄養維持のために使用薬剤の薬価に収載されている高カロリー薬 又は 薬価基準に収載されていない流動食(市販されているものに限る) であって、投与時間短縮が可能な形状にあらかじめ調整された半固形状のものを
用いた場合のみであり、単なる液体状の栄養剤等、半固形栄養剤等以外の
ものを用いた場合は該当しない。
- ・ただし、半固形栄養剤等のうち、薬価基準に収載されていない流動食 を使用する場合には、
入院中の患者に対して退院時に当該指導管理を行っている必要がある。
- ・鼻腔栄養の費用は算定できない。

2.在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料

薬価基準に収載されている
高カロリー薬

ラコールNF配合経腸用半固形剤



イノソリッド配合経腸用半固形剤



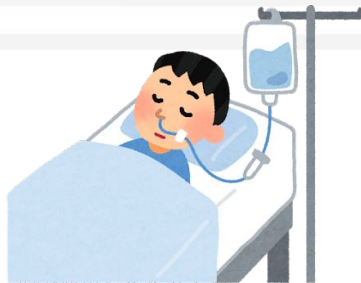
3.在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

在宅成分栄養 経管栄養法指導管理料

3.在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

在宅成分栄養経管栄養法とは

経口摂取ができない患者 又は
経口摂取が著しく困難な患者 について、
在宅での療養を行っている患者自らが実施する栄養法。



3.在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

点数と算定要件

在宅成分栄養経管栄養法指導管理料 … 2500点

- ・在宅成分栄養経管栄養法を行っている入院中の患者以外の患者に対して、指導管理を行った場合に算定する。
- ・栄養素の成分の明らかなもの (アミノ酸、ジペプチド又はトリペプチドを主なタンパク源とし、未消化態タンパクを含まないもの)を用いた場合のみであり、栄養維持のために単なる流動食(栄養素の成分の明らかなもの以外のもの。)を用いており、栄養素の成分の明らかなものを一部用いているだけの場合や単なる流動食について**鼻腔栄養を行った場合**等は該当しない。

3.在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

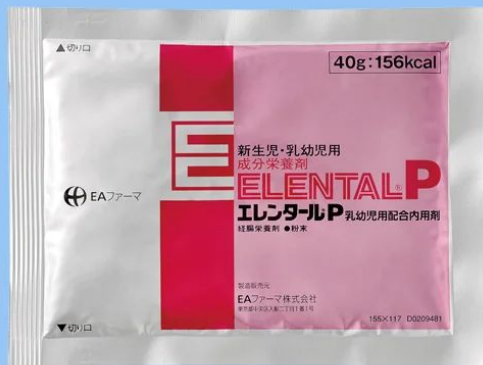
対象の薬剤①



エレンタール
(エレンタール配合内用剤)

3.在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

対象の薬剤②



エレンタルP
(乳幼児用配合内用剤)

3.在宅成分栄養経管栄養法指導管理料

対象の薬剤③



ツインライン
／NF配合経腸用液)

4.まとめ、質疑応答

質疑応答

ご清聴ありがとうございました
ご不明点、ご質問はメールにてお問い合わせください。



info@medical-takt.com

次回：12月19日（金）13：00～